

## 個人情報保護方針の告示 Personal Data Protection Policy Information

株式会社 タイ芝浦電子(以下“会社”という)は、会社の利害関係者(以下“個人情報主体者”という)の個人情報の保護の重要性を配慮し優先しているので、本書の個人情報保護方針の告示(以下“方針”という)を作成することにより、個人情報主体者の個人情報が 2019 年個人情報保護法に基づき保護されることを確実にするためである。会社は、告示日より有効とし、詳細内容は以下の通りである。

### 1. 定義

- 1.1 「会社」とは、株式会社タイ芝浦電子及びその支店又は関連会社を意味する。
- 1.2 「個人情報」とは、個人に関する情報で、直接又は間接を問わず、該当個人を特定することのできる情報を意味し、死者の情報は含まない。
- 1.3 「個人情報主体者」とは、個人情報に権利者である個人情報所有者を意味する。
- 1.4 「個人情報管理者」とは、個人情報の収集・利用又は開示を行うための判断を下ろす権利者、又は会社が選任した者を意味する。
- 1.5 「個人情報処理者」とは、個人情報管理者の指示の下、又は個人情報管理者の代わりに、個人情報を処理する義務を有する者を意味する。

### 2. 個人情報の種類

「基本的な個人情報」とは、氏名、名字、ニックネーム、顔の写真、指紋、署名、身分証明番号、運転免許証番号、パスポート番号、社会保険番号、所得税納付番号、通帳口座番号、戸籍謄本番号、自動車登録番号、個人資産番号、電子機器の番号、住所、戸籍謄本の住所、誕生年月日、電話番号、E メール、教育履歴情報、職務履歴情報、個人履歴情報、金融情報又は個人を特定することのできる他の情報をいう。

「機微(センシティブ)個人情報」とは、個人の民族性、人種、政治的思考、信教、性的指向、思想・良心の自由、生体情報、健康・精神衛生情報、障害情報、遺伝子情報、生活状況情報、家族状況情報、配偶者との付き合い情報、能力・技能レベル情報、犯罪歴情報又は個人を特定することができ、それらの情報が漏洩した場合に個人情報主体が嫌がらせる又は、困らせたり不快な思いをさせたりする情報をいう。若しくは機微(センシティブ)個人情報が漏洩したとき、基本的な個人情報の漏洩より日常生活に悪影響を与える可能性がある情報をいう。

「第三者又は参考人の情報」とは、家族の人、配偶者、両親、子供、自分の子供として育てる他人の子供、血族相続人、緊急場合の連絡先の人の情報をいう。会社は前述した人の氏名、名字、関係性、電話番号、必要に応じて収集する。

### **3. 個人情報収集**

- 3.1 個人情報主体者から個人情報収集には主体者から直接にそれらの情報を収集する。また、個人情報利用・開示は主体者からの同意を得てからではないといけない。本書の方針に基づく目的に沿って個人情報を収集・利用・開始を行う。ただし、間接に個人情報を収集することもある。この場合の収集は法令に正しい方法ではないといけない。
- 3.2 会社は、従業員から同意を得ない又は目的に該当しない個人情報の一部又は全部を開示・表示しない。但し、秘密情報として従業員の個人情報を保管する。法令が定めた場合は除く。
- 3.3 会社は、何の理由でも、外部の人又は関係のない第三者又は私立機関へ従業員の個人情報を販売・交換・引き渡し・コピーする方針はない。

### **4. 個人情報の収集・利用又は開示の目的**

- 4.1 材料購入、製品販売、様々なサービス提供の便宜のため。
- 4.2 会社契約遵守に関する金融業務、税金の計算の便宜のため。
- 4.3 会社の目標を達成させるための事業開発・研究・教育の便宜のため。
- 4.4 会社事業・サービス提供の品質改善の便宜のため。
- 4.5 個人情報主体者又は他人の生命・身体・健康に対する危険を予防・阻止するため。これには感染病及び、工場内入場のセキュリティーが含まれる。
- 4.6 政府機関の要求・命令に応じて法律遵守の便宜のため。
- 4.7 既に定められた目標又は将来に定められる会社事業の目標を達成させるための一環とするため。

### **5. 個人情報保管の期間**

会社は、本書に記載されている目的を達成させるために必要な期間にわたり個人情報を保管する。保管原則として、取引契約期間通りに個人情報を保管する。又は、法的の権利、苦情訴え、会社規則の他に基づき、保管期間を延長する場合もある。

個人情報保管期間を明確化できない場合、会社は収集基準に基づく保管を行う。(法的時効は10年等)

### **6. 個人情報の廃棄・削除**

個人情報主体者が収集・利用・開示を許可したそれらの個人情報を、法令が定めた所定期間以内又は個人情報主体者が個人情報の収集・利用・開示同意撤回を申し出る日より少なくとも30日間以内に処分を行う。

### **7. 個人情報の収集・利用又は開示の例外**

個人情報主体者から同意を得なく、基本的な個人情報を収集・利用・開示することのできる条件は以下のとおりである。

1. 歴史文書の準備又は公共の利益の探求、又は教育研究、分析、統計に関する目的について達成させるためであつて、個人情報に関する適切な保護対策が施されている場合。
2. 個人の生命・身体・健康に対する危険を予防・阻止するため。
3. データ主体が当事者である契約を遵守するため、又は当該契約を締結する前にデータ主体の要望に対応するために必要な場合
4. 公共の利益に関する情報管理者の義務履行のため、又は情報管理者に授權された公的な権利の行使のために必要な場合
5. 情報管理者又は第三者の「正当な利益」のために必要な場合(ただし、当該正当な利益がデータ主体の個人データに関する基本的権利より重要でない場合はこの限りでない)
6. 情報管理者の法令遵守のために必要な場合

個人情報主体者から同意を得なく、機微(センシティブ)個人情報を収集・利用・開示することのできる条件は以下のとおりである。

1. 個人の生命・身体・健康に対する危険を予防・阻止するため。
2. 法令に従う保護対策を設ける非営利団体、組合、財団の活動を行うため。但し、それらの非営利団体、組合、財団は政治、宗教、労働組合に関する目的がない。
3. 個人情報主体の同意が明確化された、公に既に開示している情報である。最初から個人情報が開示された公人など。
4. 法令に従う苦情を訴えるため。又は裁判所に申し立てる証拠として利用するため。
5. 医科学、安全衛生マネジメント学、公衆衛生の便宜、労働保護の便宜、科学、歴史の便宜に関する目的を達成させるため。

## 8. 個人情報主体者の権利

1. 「通知を得る権利」 個人情報の収集・利用・開示・処理に関する目的、方法、期間、個人情報保護対策、廃棄・削除、個人情報管理者のデータ、個人情報処理者のデータ又は必要のある他の情報について通知を得る権利をもつ。
2. 「個人情報アクセス及びコピー受領権利」 会社が管理している個人情報のコピーを受領することができ、情報取得方法を開示させるよう要求する権利をもつ。
3. 「個人情報の受領と移転権利」 他の個人情報管理者又は他法人へ個人情報を受領・移転する権利をもつ。

4. 「個人情報利用中止権利」 収集・利用又は開示同意のなく、会社が管理している個人情報利用を中止する権利をもつ。
5. 「個人情報の収集・利用・開示反対権利」 収集・利用又は開示同意のなく、会社が管理している個人情報利用を反対する権利をもつ。
6. 「個人情報修正権利」 個人情報を現在化するために、会社に対して個人情報を修正・補足・変更する権利をもつ。
7. 「個人情報の廃棄・削除申し出権利」 個人を特定できないように、個人情報の廃棄又は削除する権利をもつ。
8. 「苦情訴え権利」 個人情報主体が会社に渡した個人情報が、法令・倫理に違反した方法又は目的外に収集・利用又は開示された場合は、会社に苦情を訴える権利をもつ。
9. 「同意撤回権利」 従業員は会社に渡した個人情報の収集・利用又は開示をいつでも、容易方法で同意を撤回する権利をもつ。

但し、上記通りに従業員が会社に苦情を申し出る権利をもつが、会社の理由で該当苦情を断ることもある。会社が説明する理由を納得できない場合は、従業員が個人情報保護局に苦情を訴えることができる。

前述した権利を使用する場合又は行為のいずれも、従業員が書面にて発行しなければならない。会社は、出来る限り 30 日間以内又は法令が定めた所定期間以内に対応する。

## 9. 個人情報の利用・開示・移転

個人情報主体者の個人情報を国内の支店又は海外グループ傘下会社へ開示し、移転する必要のある場合があります。この際、会社は本書の個人情報保護方針のお知らせに記載されている目的又は便宜の下、行動する。これには海外グループの会社又は関連会社の契約・要件、規則を遵守することも含まれる。但し、2019 年個人情報保護法に基づき、個人情報主体者の個人情報の守秘義務を厳守する。

タイ国で施行される法令の下で講じられる対策より低い水準の保護措置しか講じられていない外国に個人情報が移転された場合、会社は外国に開示・移転されたそれらの個人情報をタイ国の水準と同じような保護対策を実施する。

## 10. 同意の得ない個人情報の漏洩又は開示に対する責任

個人情報の漏洩又は個人情報利用侵犯があった場合、会社は個人情報保護委員会事務所に対し、可能限り認識してから 72 時間以内に通知しなければならない。個人の権利に対する影響が大きい場合は個人情報主体に侵害状況と対応対策を通知しなければならない。

漏洩又は濫用があつたとき、以下の連絡先まで問い合わせて下さい。

総務担当者 電話番号 036-812-870 内線 111

## 個人情報管理者への連絡

### 情報管理者のデータ

情報管理者名

株式会社 タイ芝浦電子

住所

番地 51 第3村 ナムターン郡 インブリー町 シンブリー県 16110

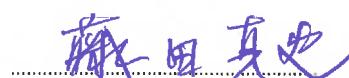
電話番号

036-812-870 ファクス 036-812-871

E-Mail

[ga-1@thaishibaura.com](mailto:ga-1@thaishibaura.com)

2022年6月1日付告示



真史 藤田

株式会社タイ芝浦電子 取締役

